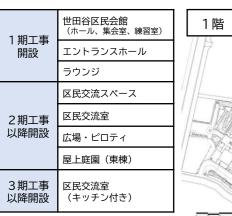
世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 運営実施計画(素案) 【概要版】

【第1章 計画の背景】

世田谷区では、新しい本庁舎等において、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現をめざし、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、様々な区民利用・交流拠点施設の整備を進めています。 区民利用・交流拠点施設は3回に分かれて段階的に開設していきます。

■ 区民利用・交流拠点施設について





【第2章 運営基本計画の概要】

運営基本計画では、本庁舎等整備の基本方針の一つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現するために、基本理念、基本方針、 実現に向けた取り組みをまとめました。

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、 多様な人々がともに支えあい、交流し、 心豊かな住みやすい暮らしを実現する

基本方針

- (1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる
- (2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする
- (3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

実現に向けた取組み 体系図 区民、市民活動団体及び区等が協働し 地域と連携する一体的な運営組織をつくる 基本方針 文化・芸術によって 多様な人々の交流を 牛み出す場をつくる 暮らしを豊かにする 交流・共生を生み出す 区民が主体的に関わる 「つなぎ役」を設置する 事業を実施する 区民、市民活動団体及び区が恊働して、 多様な人々がともに支えあい、交流し、 心豊かな住みやすい暮らしを実現する みどりで多様な主体をつなぎ、 心潤う環境をつくる 誰もが使える、 頼える空間をつくる 実施する

【第3章 運営実施計画】

事業・活動計画

■ 事業概要

運営基本計画に定めた「基本方針」に基づき、3つの観点から事業を組み立てることとし、事業実施にあたっては、同じく運営基本計画の「実現に向けた取り組み」を反映させながら、その実践を通じ、徐々に規模拡大や充実、深化を図ります。

区民活動・交流事業

- 市民活動団体の活動や展示の場を提供 し、可視化する事業
- 市民活動に関する情報収集・発信事業
- 市民活動団体の活動、交流を促進し、 持続性を高める事業
- 市民活動団体の新たな活動を支援する 事業
- 区民と区の交流、調和を生み出す事業
- 区民の憩いの場所を演出する事業

文化・芸術事業

- 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業
- 地域のアーティスト、文化団体と連携 する事業
- ・ 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業
- ・ 文化・芸術の多様性を活かした事業

みどり事業

- ・ みどりに触れ、育む機会を提供する事業
- 地域にみどりを拡げるための事業
- みどりを共に育む事業
- ・ みどりを通じて環境保全に寄与する事 業

全体調整

施設としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。

- 利用調整
- 異なる分野が連携した事業
- 周辺地域と連携して行う事業

- ・ 施設を活用した賑わい創出事業
- 広域的に展開する事業
- (仮称) 運営委員会事務

■ 運営日・時間、利用手続き等

本施設の利用は単なる施設の貸出ではなく、多様な区民の参加機会があることが必要であり、そのためには、常に利用者のニーズに寄り添った利用時間や利用手続き等の設定も重要な要素となります。これまでの区民意見等を踏まえ、詳細を詰めていきます。



- 年末年始や設備保守等に必要な日を除き利用可能とする
- 夜間22時頃までの利用希望が多いため、屋外施設における近隣への配慮等も含めた施設ごとの丁寧な 検討を進める

利用手続き等

- 柔軟な運用や手続きの簡便さを求める声が多い
- 施設ごとに事業内容や利用想定等を勘案した丁寧な検討を進め、利用申し込みの方法、開始時期や利用日数の制限などを具体的に設定する
- 利用料金・使用料
- 各施設の事業内容にあわせ、他の類似施設も参考にしながら減免も含め検討する
- 徴収手続きについても、なるべく簡便となるよう検討する

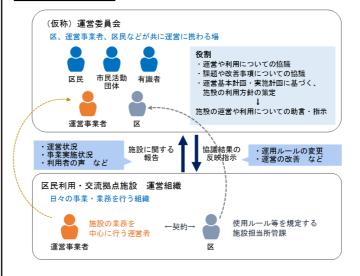
組織運営計画

■ 運営の全体像

事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、 区民や市民活動団体と区が協働し、そこに専門的なノウハウ を有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点施設なら ではの運営組織が構築される必要があります。

そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。開設に向けて区内の団体、区民等との協議を進め、イメージする体制の実現に向けて検討します。

イメージ図



(仮称) 運営委員会

区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しが円 滑に図られるよう、区民利用・交流拠点施設の運営における情報や 課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。

※事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面は区が担う方向で検討

運営組織

世田谷区民会館は、文化芸術に精通し、質の高い公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、加えてプロデュースから、区民の個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが求められます。

区民交流スペース等は、事業や施設を提供すること以上に区民や市 民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができることが求 められます。

各施設の特性や専門性を踏まえ、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うことします。

運営主体

区民会館については、交流拠点施設の多くが開設する令和7年度以降は 指定管理、その他の施設運営については、全体調整業務も含むことからも 業務委託とする方向で検討します。

区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、施設運営の一体性保持のうえでは有益となるが、必要となる人員やノウハウの確保等、事業参画条件が厳しくなることを想定し、その実現可能性に照らして引き続き検討します。

事業者の選定方法や時期についても、事業の枠組みに応じて設定します。

収支計画

今後の事業内容のさらなる具体化、定量化、運営時間の設定やそれらに伴う利用料金の設定にあわせ、収支についても整理、算定していきます。

【第4章 全体開設に向けて(今後のスケジュール)】

※今後の本庁舎等整備工事の進捗状況により変更がありうる

令和5年度	令和6年度以降	令和7年度以降	令和9年度以降
• 運営実施計画策定	・ 区民会館開設・ 運営事業者選定・ (仮称)運営委員会組成	・ 区民交流スペース等開設	・ 区民交流室 (キッチン付き)開設

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 運営実施計画(素案) 【概要版】 令和5年10月発行 編集・発行 世田谷区 生活文化政策部 市民活動推進課

〒156-0043 電話世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3F 電話03-6304-3768 FAX03-6304-3597